

各指標の算定結果

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

－(赤字なし)

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模 … 標準的に収入が見込まれる税収や地方交付税などの一般財源の規模を示すものです。

(単位：千円)

区 分	収 支
①一般会計	425,434
②一般会計に属する特別会計	なし
合計 (①+②)	414,758

標準財政規模

3,109,204

=

【参考値】

早期健全化基準

黒字

赤字

13.33%

15.00%

>